

年末調整書類作成の手引き

<全職員提出必須>

	提出書類	備考
①	令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	・「ひとり親」控除が新設。
②	令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	・昨年は「給与所得者の配偶者控除申告書」 であり、配偶者がいない場合は提出不要 ↓ 今年職員本人の基礎控除申告書が新設 されたため、確定申告する方を除き 全職員 が提出必須 ・「所得金額調整控除申告書」が新設

<該当者のみ提出>

	提出書類	備考
③	令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書	保険料控除申告は <u>証明書</u> を必ず添付 * 申告するものが無い方は提出不要
④	住宅借入金等特別控除申告書	用紙配布はなし（各自で用意して提出） * 申告書に、金融機関から発行された <u>残高証 明書</u> を添付して提出
⑤	障害者手帳等の写し	前年度提出された方も提出

<令和2年1月1日以降の入職者>

前職の源泉徴収票を提出されていない方は、提出してください。

※期限内に提出がない場合、ご自身で確定申告をしていただきます。

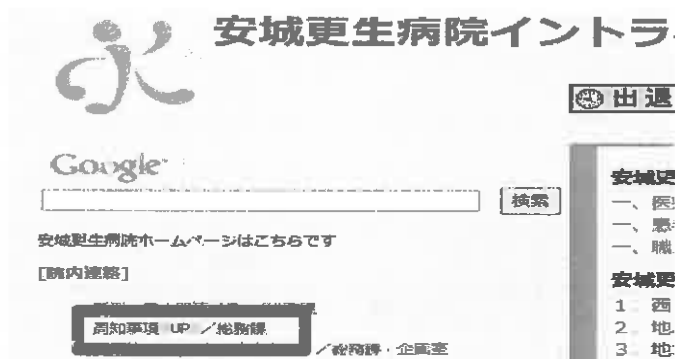
<氏名変更、転居の予定がある方>

令和2年1月1日時点で変更の予定がある方は給務課へお越しください。

変更の手続き用の書類をお渡しいたします。

< 参考資料 >

※イントラのトップページ「説明資料」にも”作成手引き”がありますので、ご活用ください。また、以下の様式をダウンロードして使用することが可能です。



○各種提出書類が以下よりダウンロード可能です。

※自動計算ではありませんが、入力により手書きが不要となります。

- ① 令和3年度 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 令和2年度 給与所得者の保険料控除申告書
- ③ 令和2年度 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除申告書

○所得見積額や保険料控除額などが以下より簡易的に計算が可能です。

- ①③ 所得見積額 自動計算ツール

※給与収入額（年収）から所得見積額の計算が可能です

所得額計算シート

- ② 保険料控除額 自動計算ツール

<https://www.dai-ichi-life.co.jp/examine/deduction/tool/>

※保険料支払い額から保険料控除額が計算可能です

①扶養控除申告書等（異動）申告書の書き方

給与支払者に提出済の個人番号と相違ありません

・令和3年1月1日以降の状況を記入してください。

令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	年 月 日					
税務署長 給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所 (郵便番号)	配偶者の有無 有・無					
1	2-1	2-2	3					
源泉控除A 対象配偶者(注1)	個人番号	生年月日	住所又は居所					
1	2	3	4					
扶養控除B 対象配偶者(18歳以上) [甲17.1.7以降生]	個人番号	生年月日	住所又は居所					
1	2	3	4					
3	4	5	6					
控除を受ける他の所得者	氏名	あなたの住所	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたの住所	住所又は居所	異動月日及び事由
1	2	3	4	5	6	7	8	9

扶
養
控
除
申
告
書
等
の
申
込
書

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。
 この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告書」についてのご注意欄をお読みください。

- 職員本人の氏名（フリガナ）・生年月日・世帯主の氏名と続柄・配偶者の有無を記載します。
 - 住所欄は、住民票の住所を記載します。
- ※既に印字のある方は内容が正しいか確認をお願いします。

個人番号は記載不要

(フリガナ) あなたの氏名	生年月日	年 月 日	配偶者の有無
あなたの個人番号	世帯主の氏名	あなたの住所又は居所 (郵便番号)	有・無
あなたの住所又は居所	あなたの続柄		有・無

押印が必要です
シャチハタ可

2-1

該当者のみ記載

「A：源泉控除対象配偶者」欄

源泉控除対象配偶者

給与所得者＝職員本人(令和3年中の所得の見積額が900万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が1,120万円以下)の人に限り)と生計を一にする配偶者で、令和3年中の所得の見積額が95万円以下(給与所得だけの場合は、給与収入が150万円以下)の人が『源泉控除対象配偶者』となります。該当しない場合は、記入の必要はありません。

2-2

「B：控除対象扶養親族(16歳以上)」欄

16歳以上の扶養親族で所得見積額48万円以下の方は、扶養親族として申告可能です。

◇給与所得のみの方は、R3年中の収入額が103万円以下、公的年金等の雑所得のみの方は収入額が158万円以下(65歳未満の方は、108万円以下)であれば所得金額が48万円以下となり、申告の対象となります。

控除対象扶養親族が、70歳以上(S27.1.1以前生)の場合には、次のとおりいずれかに☑を付けます。

- ①その人と同居しているとき
⇒「同居老親等」
 - ②その人が①以外であるとき
⇒「その他」
- 70歳未満の場合は、☑は不要。

非居住者である配偶者：海外に配偶者がいる場合に「○」
生計を一にする事実：海外に配偶者がいる場合はその配偶者への送金額

個人番号は記載不要

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年	本人扶養親族 (S27.1.1以前生)	令和3年中の所得見積額 (円)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和3年中に異動した場合は、記載してください)
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)				男・大 昭・亨	<input type="checkbox"/>			
控除対象 B 扶養親族 (16歳以上) (S27.1.1以前生)	1			男・大 昭・亨	<input type="checkbox"/>			
	2			男・大 昭・亨	<input type="checkbox"/>			
	3			男・大 昭・亨	<input type="checkbox"/>			
職員自身が該当する場合 一般または特別に○を記入				男・大 昭・亨	<input type="checkbox"/>			
障害者、高齢者、 C ひとり親又は 勤労学生				男・大 昭・亨	<input type="checkbox"/>			

「同居」でも可

19歳以上23歳未満(H11.1.2~H15.1.1生)の場合に☑をします。

職員自身が該当する場合に☑をつけます

左記に障害者等に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名等を記載します。



R3年中の所得見積額とは、給与の収入金額(年収)ではありませんので、注意してください。

所得見積額は「収入」から「給与所得控除」を引いて所得を計算しますが、別紙の所得額計算シートで給与の収入金額(年収)から所得見積額を簡単に計算することが可能ですので、ご利用ください。

【例】給与所得(年金、アルバイト収入、一時的な収入含む)のみの方で、収入金額80万円の場合
⇒給与所得控除額55万円を控除した残りの25万円を所得見積額として記入します。

ひとり親とは、本人が未婚又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の①②③に全て該当する人をいいます。①所得金額が500万円以下の人②所得金額48万円以下の子をもつ人③事実婚をしていない人

※令和2年より所得金額が500万円を超える人は寡婦控除の対象外となります。

該当者のみ記載

3

「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄

職員本人の「扶養親族」ではあるが、職員本人の「控除対象扶養親族」とせず、「同一生計内の他の所得者」の「控除対象扶養親族」とする場合に記載します。

例：夫婦共働きの家庭で子供（16歳上＝平成18.1.1以前生）をそれぞれに分けて扶養に入れている場合、相手方の扶養に入れている子の名前をここに記載します。
同じ子を夫婦2人が同時に控除に入れることはできません。

他の所得者の扶養に入っている親族を記載

扶養に入れている親族を記載

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由
					氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	

「同上」でも可

該当者のみ記載

4

「16歳未満の扶養親族」欄

16歳未満（H18.1.2以後生まれ）の扶養親族を記載します。

個人番号は記載不要

「同上」でも可

※参照

16歳未満の扶養親族 (平18.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象所得 以外の扶養親族	同一生計内の 所得の扶養親族	異動月日及び事由
	1				年 月 日			
2				年 月 日				円
3				年 月 日				円

※海外に16歳未満の扶養親族がいる場合に「○」を記載。

なお、扶養親族が留学する場合、その留学が継続して1年以上国外に居住することを通常必要とするものでなければ、その扶養親族は国外居住親族には該当しません。

【その他注意事項】

- 令和3年中に扶養親族等の異動が見込まれる方は、〈異動月日及び事由〉の欄にその旨を記載してください。（例：令和3年4月就職予定）
- 年金収入のある方は年金額通知書（写）を添付してください。
- 障害等のある方は障害者手帳の写しを添付してください。

②令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

・生命保険料控除
 ・地震保険料控除
 ・社会保険料控除
 ・小規模企業共済等掛金控除

を申告する
 方が該当者

令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

押印を忘れずに

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの住所
	住所を記載してください	

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧区分	あなたが本年中に支払った保険料の金額(保険料控除対象の金額)	給与の支払者の確認印
				(a)	(a) 円	
				(a)	(a) 円	
				(a)	(a) 円	
				(a)	(a) 円	
①のうち新保険料等の金額の合計額 A					Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額	計(①+②) ③
①のうち旧保険料等の金額の合計額 B					Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額	①と②のいずれか大きい金額 ④
①の金額の合計額 C					Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額	⑤
①のうち新保険料等の金額の合計額 D					Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額	計(⑤+⑥) ⑥
①のうち旧保険料等の金額の合計額 E					Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦
計算式Ⅰ(新保険料等専用)※			計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※			生命保険料控除額計(⑤+⑦+⑧)(最高150,000円)
A、C又はDの金額	控除額の計算式		B又はEの金額	控除額の計算式		
20,000円以下	A、C又はDの金額		25,000円以下	B又はEの金額		
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円		
80,001円以上	一律に40,000円		100,001円以上	一律に50,000円		

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	契約者の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額(保険料控除対象の金額)	給与の支払者の確認印
			④ 円	
④のうち地震保険料の金額の合計額				⑤ 円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額				⑥ 円
地震保険料控除額				(⑤の金額(最高50,000円) + (⑥の金額(⑥の金額が10,000円を超える場合は、⑥×1/2+5,000円)※)(最高50,000円) 円

社会保険料の種類	支払先名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額	
			円	
合計(控除額)				円

掛金の種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	
企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円	
規定する企業型年金加入者掛金	円	
規定する個人型年金加入者掛金	円	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円	
合計(控除額)		円

記入例は次のページ以降参照

- (1) 「生命保険料控除」欄
- (2) 「地震保険料控除」欄
- (3) 「社会保険料控除」欄

「生命保険料控除」欄の記入例



裏面に証明書(原本)を添付して下さい。

証明書は保険会社より送付されます。

紛失した場合、各自で保険会社へ再発行を依頼して下さい。



受取人の記載漏れが多いので気を付けてください。

小数点切り上げ

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載		確認印
				氏名	あなたの続柄	区分	(a)	
J A あいち中央	終身	終身	更生 太郎	更生 花子	妻	新・旧	(a) 85,300	円
J A あいち中央	医療	80歳	更生 太郎	更生 花子	妻	新・旧	(a) 45,800	円
「新・旧」の区分ごとに合計保険料を記載						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 85,300	円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円) 40,000	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 45,800	円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円) 35,400	円
計(①+②)		③	(最高40,000円) 40,000	②と③のいずれか大きい金額		④	40,000	円
アフラック	医療	80歳	更生 太郎	更生 花子	妻	(a)	25,000	円
(a)の金額の合計額		C 25,000	円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円) 22,500	円
第一生命	年金	10年	更生 太郎	愛知 太郎 H41.7.1	本人	新・旧	(a) 120,000	円 後日送付
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 120,000	円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円) 50,000	円
計(④+⑤)		⑥	(最高40,000円) 40,000	⑤と⑥のいずれか大きい金額		⑦	50,000	円
計算式Ⅰ(新保険料等用)※				計算式Ⅱ(旧保険料等用)※				生命保険料控除額 計(④+⑤+⑦) (最高120,000円) 112,500 円
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額		
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×½+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×½+12,500円		
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×¼+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×¼+25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

40,000+22,500+50,000=112,500円
(最高120,000円まで)

※以下のインターネットサイトで、保険料控除額が簡単に求められます。

<https://www.dai-ichi-life.co.jp/examine/deduction/tool/>

【記入上の注意】

①「新・旧の区分」について

証明書に記載されています。ご確認の上、記入してください。

「新」 ⇒平成24年1月1日以降に締結したもの

「旧」 ⇒平成23年12月31日以前に締結されたもの



② 共済掛金の証明書（原本）が提出期日までに提出できない場合

- (1) 予定金額を記載
- (2) 金額の右横に赤字で「後日送付」と記入（※①参照）
- (3) 証明書（原本）が届き次第、早急に総務課へ提出してください。

※「共済掛金証明予定額の案内」ハガキ等、共済掛金が記載されたものがある場合は、確認のため添付してください。この場合、**証明書ではない為**、後日届く証明書を必ずご提出ください。

③ 「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区別について

証明書の記載（「一般用」「介護医療用」「個人年金用」）により、どの保険料かを区別してください。

【例】

証明日 平成27年 9月 4日
 課税所得控除共済掛金払込証明書（一般用）
 一般生命保険料控除にかかる所得控除申告のための証明事項を、下記のとおり証明します。
 ご契約者 XXXXXXXXXX 様

県 組合 支所	契約番号	契約年月日	共済種類
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	平成23年 5月13日	医療
掛金払込方法	共済期間		
月 払	終身		
旧一般生命	共済掛金（月額）	割戻金	年間払込掛金合計
	9,457円	4,920円	108,564円

8月までお払込済（払込継続中）

あいち中央農業協同組合
 証明金額についてのご注意
 [保険料控除の該当区分について]
 「新一般生命」の網かけ部分は新一般生命保険料として「旧一般生命」の網かけ部分は旧一般生命保険料として一般生命保険料控除の適用が受けられます。
 [払込証明金額について]
 「年間払込掛金合計」は本年中に12月掛金までお払込み済の場合の申告額（割戻金控除後）です。本年中心掛金払込にもとづき申告してください。
 申告の際には、申告書に当該証明書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。



記載する欄はここで区別します。

※(例)
共済種類は「医療」ですが、「一般の生命保険料」欄に記入します。

※同様に「共済種類」が「年金」でも、上部に「(一般用)」と記載されているものは「一般の生命保険料」欄に記入します。

(「個人年金保険料」ではありません。)

④ 申告書に記載しない証明書は添付する必要はありません。

★裏面に証明書(原本)を添付してください

証明書は保険会社より送付されます

2

「地震保険料控除」欄の記入例

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった		地震または旧長期いずれかに○を付けてください。	金額
					家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたの続柄		
	J A あいち中央	建物更生(建物)	30年	更生 太郎	更生 太郎	本人	地震 旧長期	40,000 円
	アフラック	建物更生(建物)	30年	同上	同上	本人	地震 旧長期	15,000 円
	Aのうち地震保険料の金額の合計額			B 40,000 円	Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額			C 15,000 円
	地震保険料控除額	Bの金額 (最高50,000円) 40,000 円		Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合は、 $C \times \frac{1}{2} + 5,000$ 円) ※ 12,500 円		= (最高50,000円) 50,000 円		

地震保険料の金額の合計
=控除額(最高 50,000 円)

$15,000 \times 1/2 + 5,000 = 12,500$ 円
※支払った金額が 10,000 円以下
の場合は、支払った金額を記入

$40,000 + 12,500 = 52,500$
(最高 50,000 円)

【記入上の注意】

- ①短期損害保険料(普通傷害共済等)は控除対象外です。
- ②共済掛金の証明書(原本)が提出期日までに提出できない場合
⇒金額の右横に赤字で「後日送付」と記入
- ③1 契約で「地震保険料」と「旧長期損害」がある場合、いずれか1つを申告(記入)します。

※ 両方申告することはできません

※切り離すと無効になるため切り離さずに申告してください。

地震保険料控除対象掛金証明書
地震保険料控除(所得税法第77条)にかかる所得控除申告のための証明
事項を、下記のとおり証明します。

ご契約者 様

種別	住所	契約者氏名	契約年月日	共済種類
			平成 2年 9月	建物更生
掛金払込方法	共済期間			
年払	30年			
火災共済金額	内、住居部分の火災共済金額			
1,000万円	2万円			
地震保険料	控除対象掛金	割戻金	地震保険料控除証明額	
	9,301円	-円	9,301円	
旧長期損害	共済掛金	割戻金	差引掛金	
	67,000円	-円	67,000円	

高期返戻金あり

建物の用途 住宅
あいち中央農業協同組合

証明金額についてのご注意
[保険料控除の該当区分について]
この契約の共済掛金は、地震保険料控除または地震保険料控除の経過措置のいずれかを適用できます。税法にもとづき、計算した控除額のいずれか多い方を
ご選択ください。

[保険料控除の対象証明額について]
「控除対象掛金証明書」(地震保険料控除)、「差引掛金」(経過措置)をも
とに申告してください。共済掛金の増減を伴うような変更があった場合には、
その年から経過措置の適用が受けられなくなります。

申告の際には、申告書に当該証明書を添付する必要がありますので、大切に保管してください。

1 契約で
いずれか 1 つの申告(記入)します。両
方を申告することはできません。

比較して控除が大きい方を選択します

(例)の場合
・地震保険料 9,301 円
・旧長期損害
 $67,000 \times 1/2 + 5,000 = 38,500$ 円
(最高 15,000 円)
旧長期損害の方が金額が大きいため、
こちらを申告(記入)。

社会 保 険 料 控 除	社会保険 の 種 類	保険料支払先 の 名 称	保険料を負担している人		あなたが本年中に支 払った保険料の金額
			氏 名	あなたとの関係	
	国民年金	社会保険庁	更生 次郎	長男	135,000
	国民健康保険	安城市	更生 次郎	長男	80,000
	合 計 (控除額)				215,000 円

小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	種 類	あなたが本年中に支 払った掛金の金額
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金		
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	50,000	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		
	合 計 (控除額)	50,000 円

【記入上の注意】

- 1、控除対象となるのは、申告者、または申告者と生計を一にする親族が負担することになっている保険料で、申告者が本年中に支払ったものです。
保険料の記入には、未払いのものや1年超の前納のものを含めていないか確認してください。
- 2、国民年金保険料について控除を受けようとする場合には「国民年金保険料控除証明書」を添付する必要があります。国民健康保険の支払証明（領収書）を添付してください。

【控除対象となる主な保険料】

- ・国民健康保険の保険料や国民健康保険税
 - ・健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料（任意継続被保険者の負担分を含む）
 - ・介護保険法の規定による介護保険の保険料
 - ・国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金
 - ・農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など
- 3、小規模企業共済等掛金について控除を受けようとする場合には「小規模企業共済等掛金払込証明書」を添付する必要があります。

※給与から差し引かれた社会保険料は、記入する必要はありません。

③令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

以下のいずれかの場合、配偶者控除及び配偶者特別控除を申告できます。

- (A) 職員本人の合計所得金額の見積額が1,000万円以下（給与所得だけの場合は、給与等の収入金額が1,220万円以下）の場合。
- (B) 配偶者の合計所得金額の見積額が123万円以下（給与所得だけの場合は、給与等の収入金額が201万5,999円以下）の場合。

住所記載と押印が必要
シャチハコ

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 愛知県厚生農業協同組合連合会 安城厚生病院
 姓 名 (フリガナ) あなたの氏名
 住所 愛知県安城市安城町東広畑28番地 あなたの住所又は居所

～記載に当たっての注意～

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	480,000円	480,000円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	0円	0円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		480,000円

◆配偶者控除の計算◆

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	0円	0円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	0円	0円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		0円

◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与等の収入金額が1,220万円以下)の場合、基礎控除の額を選択します。

判定	収入金額	基礎控除の額
判 定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	48万円
	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円
	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

◆配偶者控除の額◆

区分	控除額
区分Ⅰ	48万円
区分Ⅱ	32万円
区分Ⅲ	16万円

1 あなたの所得の金額の見積額

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	480,000円	480,000円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	0円	0円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		480,000円

◆控除額の計算◆

判定	収入金額	基礎控除の額
判 定	900万円以下 (A)	48万円
	900万円超 950万円以下 (B)	48万円
	950万円超 1,000万円以下 (C)	48万円
	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

◆配偶者控除の額◆

区分	控除額
区分Ⅰ	48万円
区分Ⅱ	32万円
区分Ⅲ	16万円

令和2年分の給与収入(年取)の見積額を記載します。

令和2年分の所得の見積額を記載します。(申告書の裏面に計算方法が記載されています。)

別紙の所得額計算シートからも可能です

区分Ⅰと金額を選択します。

該箇所には点を記入します。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明を必ずご確認ください。

配偶者の所得の見積額

配偶者の氏名、フリガナ、生年月日、を記入します。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書

- 「控除額の計算」表の「区分Ⅰ」欄については、
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に

非居住者である配偶者：海外に配偶者がいる場合に「○」
生計を一にする事実：海外に配偶者がいる場合はその配偶者への送金額

申告書の「区分Ⅰ」欄については、

申告書の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に

非居住者である配偶者：海外に配偶者がいる場合に「○」
生計を一にする事実：海外に配偶者がいる場合はその配偶者への送金額

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所

生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「411」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「412」を参照)
配偶者の本年中の合計所得金額(①と②の合計額)		見積額 *

判定

48万円以下かつ年齢70歳以上(昭26.1.1以前生)《老人控除対象配偶者に該当》 (①)

48万円以下かつ年齢70歳未満 (②)

48万円超95万円以下 (③)

95万円超133万円以下 (④)

区分Ⅱ

申告書の記載に当たっては、裏面に記載されている判定にレ点を記入し、区分Ⅱを選択します。

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ			上記「配偶者の本年中の合計所得金額(①と②の合計額)」(*印の金額)			
	①	②	③	190万円以下	190万円超100万円以下	190万円超133万円以下	190万円超133万円以下
A	48万円	38万円	38万円	11万円	31万円	26万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	8万円	21万円	18万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	4万円	11万円	9万円	1万円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除の額			

令和2年中の配偶者の給与収入(年収)の見積額を記載します。

令和2年中の配偶者所得の見積額を記載します。
(申告書の裏面に計算方法が記載されています。)
別紙の所得額計算シートからも可能です

「控除額の計算」表から、区分Ⅰと区分Ⅱの結果に基づき、「配偶者控除の額」、または「配偶者特別控除の額」より金額を選択します。

3 所得金額調整控除申告書

所得金額調整控除の対象となるのは、次の要件を2つとも満たす人です。

1. その年の給与等の収入金額が、850万円を超える人
2. 次のいずれかに該当する人
 - ・ 職員本人が特別障害者に該当する者
 - ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
 - ・ 特別障害者である同一生計配偶者を有する者
 - ・ 特別障害者である扶養親族を有する者

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。
 なお、「要件」欄の以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。

○ 年末調整に付する所得金額調整控除の額については給与の支払者が算出した上で、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する場合があります。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 <small>(注)扶養親族等とは別</small>	扶養親族等 <small>(注)扶養親族等とは別</small>	高 取 の 者 の 氏 名	高 取 の 者 の 生 年 月 日	特別障害者に該当する事実 <small>(注)障害等級を記載</small>
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者 <small>(注)扶養親族等とは別</small>		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	同一生計配偶者又は扶養親族の生年月日	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族 <small>(注)扶養親族とは別</small>		あなたと高取の者の扶養親族の氏名	あなたと高取の者の扶養親族の生年月日	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 <small>(注)扶養親族とは別</small>		あなたと高取の者の扶養親族の氏名	あなたと高取の者の扶養親族の生年月日	

※ 以下(給与所得)だけの場合は、前年の収入金額が(40万円以下)の人を

該当する要件にチェックを付けます。
 2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェック

「要件」で「あなた自身が特別障害者」以外にチェックを付けた場合、その要件に該当する人を記載します。

※ 「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。

よくある質問

★年末調整に関して

1、年末調整とはなんですか？

1月から12月の間に給与から差し引かれる所得税の合計額と、正しい年税額との過不足を精算するために、会社が行う手続きです。

2、確定申告とはなんですか？

確定申告とは、毎年2月16日から3月15日に、その前年の所得税を税務署で精算する手続きです。

3、確定申告はどんな場合に必要ですか？

通常は、年末調整を行うと所得税が精算される為、確定申告は必要ありません。

ただし、以下に該当する場合は、確定申告が必要です。

- ・医療費控除を受ける、住宅ローン控除（初年度）を受ける。
- ・乙欄・丙欄の源泉徴収票や支払調書を持っている。
- ・給与の収入金額が2,000万円を超える方。 など

4、確定申告を行うので、今回の書類は提出しなくてよいでしょうか？

「扶養控除等（異動）申告書」は必ず提出してください。

住所や、世帯主などの確認の為に必要です。

5、年末調整もしくは確定申告をしないとどうなりますか？

所得税を正しく納めることができず、還付金を受けられない場合があります。

必ず行ってください。

★年末調整手続きに関して

1、国民年金保険料の証明書がありません。領収書でもよいでしょうか？

はい。領収証をご提出ください。

2、生命保険料の証明書を紛失しました。領収証でもよいでしょうか？

いいえ。保険会社へ証明書の再発行を依頼し、証明書をご提出ください。

3、生命保険料の証明書ではなく、案内でもよいでしょうか？

いいえ。必ず証明書の原本を添付してご提出ください。

4、保険料の証明書が旧姓（旧住所）で届きました。使用できますか？

はい。そのまま添付してください。

5、前職源泉徴収票が届いていません。どうしたらよいですか？

前職場に確認し、いつ頃届くのか確認してください。期日までに間に合わない場合は、総務課へご相談ください。（ご自身で確定申告して頂く場合もあります。）

6、前職の源泉徴収票を紛失しました。給与明細でもよいですか？

いいえ。再発行を依頼するなどして必ずご提出ください。

7、医療費が10万円以上かかりました。年末調整で控除してもらえますか？

いいえ。年末調整では医療費控除は出来ないのです、ご自身で確定申告を行ってください。

